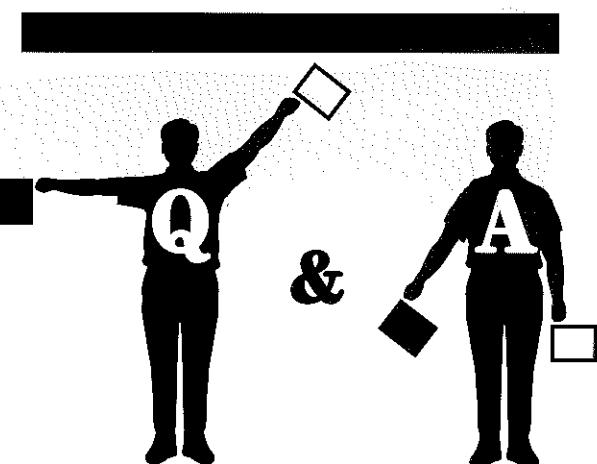


著作權



第12回：ワークショップと著作権

質問：私は長年の努力の末、「健ちゃんのブート・キャンプ」と名づけたワークショップを開発しました。誰でもオーフィンで前向きな気持ちになれるエクササイズが中心のワークショップで、売りは最後

に全員で「大勝利だーー」と叫ぶところです。しかし、「ワークショップ」の参加者はや他団体が、勝手に似た「ワークショップ」を開催するようになつて困っています。(東京都・E・Kさん)

1 アイデイア・ノウハウは著作物ではない

されでは、題名を真似されたらひつてしまいか。題名は普通、著作物ではありますから、著作権はいじりでも働きません。ただ、「健ちゃんのブーム・キャンペーン」こういう題名を商標登録していくと、登録

10

か、商標権や「不正競争防止法」という法律がものと書つことがあります。しかしそれは、人々がそのワークショップをあなたのワークショップだと勘違いして受講しそうなケースであることが前提です。しかも、比較的あります。たとえば「最初からじついた主張は理み薄です。」

て止めたのか。(4)こうい加減な内面はお咎め
れるのが力もへどもなくて、眞似するな
い自分のやうな通りに止めて実施して欲
しこのふ。(5)済りで止むべき手間ひとつ

相手に何も望んでいないなら、法的な権利を奪う必要もないからです。仮に、上記の①から⑤などを求めたい場合、相手をあなたのワーカーショップの

してはいけません」とか、「類似した名前を業務に利用してはいけません」といった趣旨の約束を入れておけば、おそらく有効でしょう。その相手方は、約束に拘束されます。

Figure 1. A schematic diagram of the two-stage process.

2 自分は何に困っているのか？ 相手にどうして欲しいのか？

卷之三

専門で契約書を交わすことがあります。
いずれにしても、契約書とは先ほど書いたよつた自分の「要望」をよく考えて、

ただ、ここで翻訳して、あなたは何に困っていて、相手はどうして欲しいのか、どうしたことを考えみてはどうでしょうか。
①そもそも、企画内容にせよ名前
にせよ、真似は一切止めてもらいたいと
思っているのか。②あるいは、非常利な
らばまあいいが、真似でお金もうけをさ
れては困ると思っているのか。③自分

世間に広めて欲しい。ただ、相手にも同じように改良版は公開して欲しいと思つてゐるのか。

参加者や主催・共催団体に絞るなりきり、方法はあります。それは、最初から「クシショップ」の参加者や団体との間で簡単な契約書を交わすことです。じつした契約書に、「本企画のアイディアやノウハウ

（以上）

「…少なく交わすものではありません。また、その内容もあほにし常識をはやされたものは避けようでもしよう。特に」相談のケースの場合、似たエクササイズの名前をどこかで聞いたような気もするの…まあ自分の足元の心配をした方がいいかも…。

10